

# Weekly Report

第534日号  
令和元年12月16日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 令和2年度税制改正大綱（主な個人関連）

**◎NISA制度の見直し等**……①一般NISAは、令和6年から低リスクの投資信託などに限定した年20万円の積立枠と、上場株式なども投資対象となる年102万円の2階建てに見直し、②つみたてNISAは5年延長、③ジュニアNISAの口座開設を令和5年までとします。

**◎未婚のひとり親に対する税制上の措置**……未婚のひとり親について、合計所得金額が500万円以下で、生計を一にする子を有する場合は、寡婦（夫）控除が適用できます。令和2年分以後の所得税に適用。

**◎寡婦（夫）控除の見直し**……①寡婦に寡夫と同じ所得制限（合計所得金額500万円以下）を設ける、②住民票に事実婚の記載がある場合は控除の対象外とする、③子ありの寡夫の控除額を子ありの寡婦と同額にします。令和2年分以後の所得税に適用。

**◎所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応**……①土地等の登記簿上の所有者が亡くなり、相続登記がされていない場合、市町村長は「現に所有している者（相続人等）」に対して、

条例で定めるところにより、氏名、住所などを申告させることができます（令和2年4月以後の条例の施行日後に適用）。②固定資産の所有者が明らかとならない場合、その資産の使用者を所有者とみなして、固定資産税を課します（令和3年度分以後の固定資産税に適用）。

**◎低未利用土地を譲渡した場合の特別控除の創設**……都市計画区域内にある所有期間5年超の低未利用土地等を譲渡（譲渡価格500万円以下に限る）した場合に長期譲渡所得から100万円を控除します。土地基本法等の改正法の施行日又は令和2年7月1日のいずれか遅い日から4年12月までの譲渡に適用。

## 上場株式等に係る確定申告の注意点

上場株式等の取引について、特定口座（源泉徴収あり）を利用している場合は原則、確定申告は必要ありませんが、譲渡損失の繰越控除や、複数の口座間で損益通算する場合には確定申告します。

特定口座（源泉徴収あり）で申告しない場合は、譲渡益等がいくらであっても問題ありませんが、繰越控除の適用などで確定申告をした場合は、譲渡益等が「合計所得金額」に含まれるため、配偶者控除などに影響が出る可能性があります。

なお、繰り越している損失があり、譲渡益から控除するために確定申告した場合、合計所得金額には繰越控除後の金額ではなく、控除前の金額が加算されます。

## 労働安全衛生法関係の届出等の作成支援

厚労省は、労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスを開始しました（利用に事前申請や登録は不要）。

これは事業者が労働基準家督所へ提出する労働安全衛生法関係の届出・申請等の帳票をインターネット上で作成できるサービスで、現在は「労働者死傷病報告」、「定期健康診断結果報告書」などが作成可能です。

なお、オンライン申請ではないため、作成した帳票は印刷して提出する必要があります。